

今冬の豪雪による被害状況等について (農林水産省資料)

< 目 次 >

- 平成25年11月からの大雪による被害状況等について・・・P. 1～2
- 今冬の豪雪による被災農業者への支援対策について・・・・・・P. 3～5
- 今冬の豪雪で被害を受けた農家のみなさまへ・・・・・・P. 6～7

平成25年11月からの大雪による被害状況等について

(※これは速報であり、数値等は今後も変わることがある。)

○ 農林水産関係被害の概要 (平成26年3月14日 15:00現在)

区分	主な被害	被害数	被害地域 (現在35都道府県から報告あり)
農作物等	農作物等の 損傷	4,988ha	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、 山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、 岐阜県、愛知県、三重県、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県、岡山県、 徳島県、長崎県、熊本県、大分県、 宮崎県
	家畜の斃死	82,466羽頭	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、 千葉県、山梨県、長野県、静岡県、 愛知県、和歌山県、熊本県、宮崎県
	生乳の廃棄	862トン	北海道、岩手県、福島県、栃木県、 群馬県、山梨県
	ビニールハ ウスの損壊	26,039件	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県、岐阜県、愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、 奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、 広島県、徳島県、愛媛県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県
	畜舎の損壊	1,385件	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 福島県、栃木県、埼玉県、千葉県、 神奈川県、静岡県、岐阜県、徳島県、 長崎県、熊本県、大分県
被害額小計		118,678百万円	

農地・農業用施設関係	農地の損壊	10箇所	群馬県、埼玉県
	農業用施設の損壊	1箇所	埼玉県
被害額小計		62百万円	
林野関係	森林被害	357ha	福島県、長野県、静岡県、大分県
	木材加工・流通施設	115箇所	福島県、栃木県、群馬県、埼玉県、神奈川県、山梨県、長野県
	特用林産施設等	555箇所	岩手県、宮城県、秋田県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、奈良県、和歌山県、熊本県、大分県、宮崎県
被害額小計		3,882百万円	
水産関係	漁船	54隻	青森県、宮城県、福島県、神奈川県
	養殖施設	1,897件	宮城県、群馬県、東京都、山梨県、熊本県
	水産物	11,126トン	宮城県、東京都、山梨県、長野県
	共同利用施設	2施設	山梨県
被害額小計		1,377百万円	
被害額合計		123,999百万円	

注：被害については、現時点で判明しているものを記載しており、引き続き調査中。

今冬の豪雪による被災農業者への支援対策について

平成26年3月3日
農 林 水 産 省

※赤字(下線)は今回追加したもの

融資・農業共済での対応に加え、次の対策を実施する。

1 災害関連資金の無利子化

農林漁業セーフティネット資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子化

- 新規融資に際しては、償還期限・据置期間を極力長く設定するよう、関係金融機関に要請
- 既往融資に関して、償還猶予などの措置を適切に講じるよう、関係金融機関に要請
- 融資のほか、アグリビジネス投資育成株式会社による出資機能を活用し、被災農業法人への支援を実施。出資条件等については極力柔軟に対応するよう要請

2 農業用ハウス等の再建・修繕への助成

農業用ハウス・棚等の再建・修繕に要する経費及び再建の前提となる倒壊したハウス等の撤去に要する経費を助成

(被災農業者向け経営体育成支援事業)

※別紙参照

- 今回の大雪により地域の基幹産業である農業が壊滅的な被害を受けていることに鑑み、産地の営農再開及び食料の安定供給に万全を期するため、以下のとおり、地方公共団体の復旧支援を後押しするための、今回の豪雪に限った特例的な措置を講ずる
 - ・ 再建・修繕に係る補助率を3/10から1/2に引き上げる
残りの部分に対する地方公共団体の補助に関し、その7割について特別交付税措置を講ずる
これらにより、農業者の負担を最小化できる仕組みを構築する(地方公共団体の補助が4/10となった場合には、農業者の負担は1/10となる)
 - ・ 撤去については、農業者負担のないよう定額助成(地方負担を含めて10/10相当)とする

地方公共団体が1/2相当を負担することを前提に、国が1/2相当を補助
地方公共団体には特別交付税措置(地方公共団体の負担分の8割)を講ずる

- 再建・修繕の場合に、併せて自己負担で強度の向上、規模拡大等を行うことは可能
 - 撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となるが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能
- 3 共同利用施設への助成
雪害を受けた産地に対し、別枠で集出荷貯蔵施設等共同利用施設の整備を優先的に支援
(強い農業づくり交付金)
- 共同利用施設の整備に伴う被災施設の解体等も特例的に対象に追加
- 4 果樹の改植への助成
被害果樹の植え替えとこれに伴う果樹棚の設置に必要な資材導入に要する経費及びこれにより生ずる未収益期間に要する経費を助成
(果樹経営支援対策事業、果樹未収益期間支援事業)
- 5 被災農業法人等の雇用の維持のための支援
被災農業法人等が、施設の復旧までの間、従業員を他の農業法人等に研修目的で派遣する場合に必要な経費を助成
(農の雇用事業(次世代経営者育成派遣研修))
- 6 生産資材の確保への支援
- 野菜・水稻等の育苗用資材の購入費、種苗を融通するための運搬経費等を助成
(大豆・麦等生産体制緊急整備事業)
 - 農業ハウス用資材などの円滑な供給が行われるよう、農業資材メーカー等に逐次情報提供
- 7 被災した畜産農家の経営安定
被災した酪農・肉用牛・養豚農家に対して、経営安定のための支援を行う
(酪農生産基盤維持緊急支援事業、肉用牛肥育経営安定特別対策事業(新マルキン事業)、養豚経営安定対策事業 等)

(別紙)

被災農業者向け経営体育成支援事業による倒壊したハウスなどの撤去については、それぞれの農家ごとに次の資料を保存しておいていただくようにお願いします。

(1) 次のことがわかる書きものや写真等

①施設の被害の状況

②撤去の作業を行った者、日付け、費用の額

(2) 撤去作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類

(従来からのメニューであるハウスの再建・修繕の扱いと同様です。)

今冬の豪雪で被害を受けた農家のみなさまへ お知らせ

農林水産省は、今冬の大雪で被害を受けた農家の皆様の営農再開の取組を支援いたします。



1 パイプハウスを再建したい！

- ① 農業用ハウスや棚などの原状復旧のための再建・修繕の経費を支援します。再建・修繕で強度等の向上を図ることも可能です(向上分は自己負担になります)。

→ 『被災農業者向け経営体育成支援事業』

- ◆補助金の額
再建・修繕に必要な経費の1/2相当まで※

※更に県、市町村等による補助の上乗せがある場合があります。

- ② 農林漁業施設資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子とします。

→ 『被災農業者特別利子助成事業』

- ◆対象資金
農林漁業セーフティネット資金、農業経営基盤強化資金(スーパーL資金)、経営体育成強化資金、農林漁業施設資金、農業基盤整備資金、農業近代化資金



2 雪に強いハウスを仲間と共同で建てたい！

雪などの災害に強いタイプの鉄骨ハウス(低コスト耐候性ハウス)を産地で建てる場合の経費を支援します。

JA等が建て、農家にリースすることも可能です。

→ 『強い農業づくり交付金』

- ◆補助金の額
設置に必要な経費の1/2以内まで
- ◆その他要件
原則5戸以上で共同利用すること



※耐雪タイプの低コスト耐候性ハウス

3 倒壊したハウスの廃棄に困っているのですが

- ① 農業者が速やかに経営を再建しようとする場合に、ハウスなどの撤去の経費を支援します。

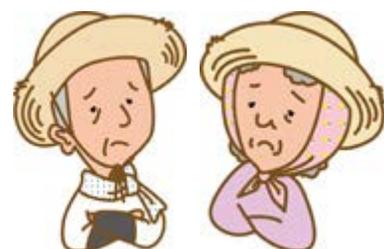
→ 『被災農業者向け経営体育成支援事業』

※ 撤去については、市町村が実施する環境省の災害廃棄物処理事業の対象となりますが、農業者が速やかに撤去し経営を再建しようとする場合には、本事業の利用が可能です。

- ② 倒壊ハウスの廃材の一時保管のための経費や、一時保管場所までの運搬経費を支援します。

→ 『産地活性化総合対策事業』

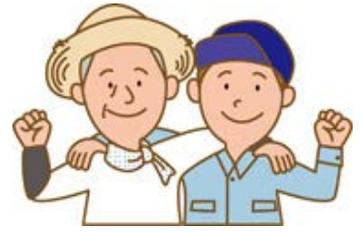
- ◆補助金の額
①、②の事業：定額助成(①については地方負担を含めて10/10相当)



4 水稻や野菜、花き苗の確保ができなくて困っているのですが

育苗ハウスの復旧・増設のための資材の購入費、他の産地から種苗の融通を行う場合の運搬経費などを支援します。

→『**大豆・麦等生産体制緊急整備事業**』

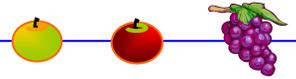


- ◆補助金の額
必要な経費の10/10相当まで

5 被害果樹園を再生したい！

① 被害果樹の植え替えの経費や、植え替えに伴う果樹棚・トレリスの設置に必要な資材導入等の経費、また、植え替え後に生じる未収益期間に必要な経費を支援します。

→『**果樹経営支援対策事業**』『**果樹未収益期間支援事業**』



◆補助金の額

- ・ 植え替えに必要な苗木代、樹体の撤去費用等の経費: 1/2相当まで(りんご・かんきつは定額※)
- ・ 果樹棚やトレリスの設置に必要な資材導入等の経費: 1/2相当まで
- ・ 未収益期間に必要な肥料代や農薬代等の経費: 20万円/10アール (5万円×4年分)

※りんご(わい化)32万円/10アール、りんご(普通)16万円/10アール、かんきつ22万円/10アール

② 農林漁業施設資金等の災害関連資金の貸付利子を貸付当初5年間無利子とします。

→『**被災農業者特別利子助成事業**』※1の②と同じ事業

お願い

倒壊したハウスなどの撤去については、それぞれの農家ごとに次の資料を保存しておいていただくようお願いします。

(1) 次のことが分かる書きものや写真等

① 施設の被害の状況

② 撤去作業を行った者、日付け、費用の額

(2) 撤去作業を外注した場合の発注書、納品書、請求書などの書類

お問い合わせ先

(1の①及び3の①の内容について)

経営局就農・女性課経営体育成支援室 (TEL: 03-6744-2148)

(1の②及び5の②の内容について)

日本政策金融公庫 (TEL: 0120-926478) 又はお近くの農協等民間金融機関

(2の内容について)

生産局総務課生産推進室 尾室、森脇 (TEL: 03-3502-5945)

(3の②の内容について)

生産局技術普及課 半崎、横田 (TEL: 03-3593-6497)

(4の内容について)

水稻について: 生産局穀物課 清水、富樫 (TEL: 03-3502-5965)

野菜、花き等について: 生産局園芸作物課 前田、高宮 (TEL: 03-6738-7423)

(5の①の内容について)

生産局園芸作物課 宮本、宇佐美 (TEL: 03-3502-5957)